荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画素案
に関するパブリックコメントの実施結果について

１　募集期間

平成２７年６月１２日（金）から６月２６日（金）まで

２　対象者

(1)　区内在住、在勤又は在学の方

(2)　区内に事務所、事業所を有する個人及び団体

(3)　荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画により影響を受ける個人及び団体

３　実施方法

平成２７年６月１１日発行の区報で、本パブリックコメントの概要について周知したほか、荒川区防災・減災等に資する国土強靱化地域計画素案を区ホームページに掲載するとともに、防災街づくり推進課及び情報提供コーナーにて閲覧に供しました。

４　意見提出数

提出者：１０名、意見数：２９件

５　意見の項目

内　容	意見数	計画に反映	記載済み	参考として受けとめる	該当番号
計画全般に関する意見	４件	２件	１件	１件	１～４
災害対応に関する意見	３件	―	３件	―	５～７
道路拡幅に関する意見	２件	１件	１件	―	８～９
再開発に関する意見	２件	―	１件	１件	１０～１１
公共施設に関する意見	２件	―	―	２件	１２～１３
備蓄物資に関する意見	２件	―	―	２件	１４～１５
区民組織に関する意見	１件	―	１件	―	１６
地域交流に関する意見	１件	―	１件	―	１７
区民啓発に関する意見	１件	―	―	１件	１８
密集対策に関する意見	１件	―	―	１件	１９
居住実態に関する意見	１件	―	１件	―	２０
近助に関する意見	１件	―	―	１件	２１
電柱移設に関する意見	１件	―	―	１件	２２
ライフラインに関する意見	１件	―	１件	―	２３
仮設住宅に関する意見	１件	―	―	１件	２４
その他の意見	５件	―	１件	４件	２５～２９
計	２９件	３件	１１件	１５件	―

6　意見の概要及び区の考え方等

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
1	計画全般	一般の区民には難しい用語があるため、注釈を付けてほしい。 例：アンブレラ計画、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション等	頂いたご意見を踏まえ、アンブレラ計画、リスクマネジメント、リスクコミュニケーション、サプライチェーン等の用語集を巻末に添付いたしました。	◎
2	計画全般	地域計画素案 P2 の「区の強靱性を損なう本質的原因」として、区のほぼ全域における地盤の悪さと土地の低さが挙げられる。しかし、特に地盤の悪さについて、あまり触れられていないのではないか。	ご意見のとおり、区は、沖積低地（地震の揺れを増幅し、液状化が発生しやすい地盤）が多いことから、必要に応じて、確認申請時等に地盤改良等の液状化対策の指導、助言を行うとともに、区ホームページで液状化マップやボーリングデータを周知しております。 頂いたご意見を踏まえ、地域計画 P22 及び 33 の「建物倒壊等による二次災害の発生」に地盤対策の旨を記載いたしました。	◎
3	計画全般	別紙１の「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」について、各分野にわたって問題点を抽出されており、区の現状が全体像として把握できる。しかし、抽出と分析のみであり、数値的な評価をすべきでないか。 また、別紙３の「起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針」も方向性を示しただけでないか。	ご意見のとおり、別紙１は、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための手法等を全庁横断的な取組として整理し、それぞれの達成度や進ちょくを把握した上で、現状の脆弱性を総合的に分析・評価したものになります。この達成度や進ちょくの把握に当たっては、客観性等に着目し、重要業績指標（KPI）を設定いたしました。 別紙１の現状値は、達成度や進ちょくが一目で分かりやすく把握できるよう、別紙３の目標値及び目標年度と併せて記載しております。 地域計画策定後においても、PDCA サイクルの実践を通じて、適宜、施策の推進状況の把握等を行い、取組の推進計画を見直してまいります。	○

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
4	計画全般	ハード面とソフト面の二重構造となっているが、「強靱化」という以上、ハード面に一元化して進めた方が分かりやすいのではないか。	国が策定した「国土強靱化基本計画」では、国土強靱化を推進する上での基本的な方針として、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる旨が明記されております。 また、ハード対策は、建替えやインフラ整備など、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものがございます。 このため、長期的な視野のもとで、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、区の強靱化に向けた施策等を推進してまいります。	△
5	災害対応	発災時の初動対応について、一層考えていかなければならない。	災害時における初期消火体制の強化や、負傷者等の救護に万全を期すことなど、区の災害対応の詳細は、発災時の初動対応を含め、荒川区地域防災計画に規定しております。 頂いたご意見を受けとめ、引き続き、災害対応に万全を期してまいります。	○
6	災害対応	狭い道路が多い木造住宅密集地域では、D級ポンプよりもスタンドパイプでの消火の方が効果的と思う。 各町会の防火に対する協力体制を整備し、一日も早く、町会にスタンドパイプが常設することを望む。	都が発表した首都直下地震の被害想定によりますと、上水道の 58.3%が断水するとされております。したがいまして、現在、区では、永久に枯渇することのない消火用水を確保するため、永久水利施設を整備するとともに、防災区民組織にD級ポンプを配置しているところでございます。 一方、断水しなかった場合や平時の大規模火災では、上水道を活用できることから、木造住宅密集地域を中心に、順次スタンドパイプを配置しており、これらの旨は、地域計画P22 及び 33 の「大規模火災による二次災害の発生」に記載しております。	○

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
7	災害対応	地域計画 P18 等に洪水発生時等の記載がされているが、洪水が起こらないようにすることが「強靱化」ではないか。 また、水防態勢を確立するとあるが、具体的にどのようなものか。	区では、洪水（浸水）による被害を防止又は軽減するため、都と連携・協力し、スーパー堤防の整備や既設防潮堤の耐震補強等を進めております。 また、区民の危機管理意識の向上や自主避難態勢の確立を図るため、洪水ハザードマップを作成し、浸水想定区域の事前周知に努めるとともに、区や区内消防署職員等を対象とした総合水防訓練を毎年実施しております。 地域計画に基づき、洪水（浸水）に対し、強靱な地域づくりに取り組んでまいります。	○
8	道路拡幅	幹線道路だけでなく、生活道路の閉塞についても、大きな問題であり、細街路の拡幅は欠かせないと思う。 区の細街路拡幅整備の進捗状況はどうか。	区では、日照・通風等の生活環境の向上とともに、災害時の避難等の安全確保を図るため、地区計画を定め、密集住宅市街地整備促進事業や細街路拡幅整備事業により、主要生活道路及び細街路の拡幅整備を進めております。 頂いたご意見を踏まえ、「細街路の後退用地整備率」を地域計画 P32 の「交通ネットワークの機能停止」に記載いたしました。 なお、細街路の後退用地整備率は、平成 27 年度末に 40%の目標値を掲げておりますが、区民の皆様等のご理解とご協力により、平成 26 年度末において、39.6%を整備し、1 年早く目標をほぼ達成しております。	◎
9	道路拡幅	道路の拡幅をどのように進めるのか。 主要生活道路の拡幅はほとんど進んでおらず、強制力が必要ではないか。	区では、不燃化特区内の沿道建物を対象とした各戸訪問、建築相談ステーションの開設等による事業の周知・啓発に努め、区民の皆様等のご理解とご協力を得ながら、建替え等による道路の拡幅整備を促進しております。 また、地区計画により、主要生活道路の壁面後退区域において、建物や工作物（塀・さく等）の設置の制限を定めております。 道路拡幅につきましては、沿道の方々の生活に大きな影響を及ぼすことがあるため、強制力をもって行うのではなく、十分な理解と調整を行った上で拡幅を進めていくべきと考えております。	○

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
10	再開発	木造住宅密集地域において、再開発等の思い切った土地の開発を進めてほしい。例えば、水害、火災、地震時の避難場所の機能を持った集合住宅を建設し、希望者に移転していただければ、災害に強く、交通も便利な住みよい街になると思う。	区では、地権者訪問、組合の会議等への出席等により、これまで11地区で再開発事業を実施し、現在は、まちづくり構想の策定を進めながら、2地区で事業を推進しております。このほか、民間事業への支援を通じて市街地整備を進めるため、建物共同化・建替え事業に補助を行う「都心共同住宅供給事業」を制度化し、これまで7地区で事業が完了しております。 また、水害時に近隣住民の一時避難先となる「災害時地域貢献建築物」を募集しており、再開発事業で建設された一部の集合住宅は、当該建築物として認定されております。 頂いたご意見を受けとめ、引き続き、再開発事業や共同化など、地域の防災性強化の核となる街づくりを進めてまいります。	○
11	再開発	地域計画素案P18等に「市街地の再開発」と記載されているが、従来のような高層ビルによる再開発でなく、荒川区らしさのある、低層で緑豊かな再開発にしていただきたい。	再開発事業の施設は、地域の皆様等のご意見を伺いながら計画しており、区は、組合（準備組合）の会議等に出席するとともに、本事業に係る指導、助言等を行っております。 再開発事業等では、事業収支や土地の有効利用を図る目的から、高層の建物が必要となるケースが多くなりますが、頂いたご意見は、今後の参考とさせていただきます。	△
12	公共施設	公共施設の被災について、区役所の電気機械室等は地下にあるが、具体的な対策は実施されているか。	本庁舎は、昭和43年に建設されておりますが、区では、電気の供給停止時においても、災害対策本部が設置・機能できるよう、太陽光発電設備を設置するほか、仮設電源の切替え工事、カセットボンベ発電機の導入等の対策を講じております。	△

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
13	公共施設	国や都の補助金を活用し、区役所の建直し準備（建設場所の選定等）を進めてほしい。	区役所の建直しに関する国や都の補助金はございませんが、頂いたご意見は、参考として受けとめさせていただきます。 なお、本庁舎につきましては、平成 22、23 年度に耐震化（免震工事）し、庁舎機能の安全性が図られており、北庁舎につきましては、新耐震基準の建物となっております。	△
14	備蓄物資	阪神・淡路大震災では、要救助者の 7 割は、近隣住民が共助によって助けたと聞いている。救助の三種の神器として「ジャッキ、のこぎり、バール」が役立つそうなので、地域施設での器具の準備や訓練での活用を盛り込むとよいと思う。 また、各施設の防災対策備品の情報を広く共有する仕組みがあるとよいと思う。	ご意見のとおり、発災直後、行政による救出救護体制の整わない状況下においては、共助が重要であり、区は、防災区民組織や区民レスキュー隊の結成、災害時要援護者等の避難援助体制の推進等を図っております。 バールは、一次避難所となる小中学校等のミニ備蓄倉庫に備蓄しており、また、レスキュー資機材のセットやジャッキは、区内 6 か所の防災広場に配備しております。 地域施設での器具の準備や訓練での活用、各施設の防災対策備品の情報共有につきましては、参考として受けとめさせていただきます。	△
15	備蓄物資	広域避難場所にはどのような設備が設置されているか。ここに避難してもすぐには移動できないと思われるため、簡易トイレ、水、その他最小限必要なものは備えておくべきと思う。	広域避難場所は、災害時における延焼火災の危険から、区民等の生命を保護するため、一時的に避難する場所であり、長期間の滞在は想定しておりません。 区では、備蓄倉庫に加え、被災者に対し迅速に物資を給付できるよう、各避難所にミニ備蓄倉庫を設置しているほか、区有の給水車も配備しております。	△
16	区民組織	ソフト面について、災害救護活動を大きな活動目的とするファーストエイドクラブのようなボランティア組織が各地にできればよい。	災害時において、区の果たし得る能力には限界があり、多くの被災者に対しきめ細かな援助を行うためにはボランティアの協力が不可欠となります。 区では、各種ボランティア組織との連携・協力体制を推進しており、この旨は、地域計画 P24 及び 36 の「人材（専門家、コーディネーター、労働者等）の不足による復旧・復興の大幅な遅れ」に記載しております。	○

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
17	地域交流	地域の防災対策は、あらゆる世代に興味があるテーマである。世代間交流のきっかけとなるような、防災教育・防災訓練の活用ができるとよいと思う。防災対策を通じて、学校施設と地域の交流が活発になるような仕組みづくりを期待する。 例：避難所として指定されている中学校で、地域の他施設や地域住民との合同での避難訓練・避難所運営訓練の実施など	ご意見のとおり、防災対策を通じて、地域の交流が活発になることは、地域防災力の向上に不可欠と考えております。 区では、区立中学校全校に（仮称）防災部を設置し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を醸成し、他者や弱者を思いやる心を育成するとともに、ジュニア防災検定の受験をすすめるなど、発災時に防災・減災活動に貢献できる防災ジュニアリーダーの育成を図っております。 また、町会・自治会の防災訓練や避難所開設訓練等を活用して、地域ぐるみの乳幼児避難援助態勢の確立も図っており、これらの旨は、地域計画 P10 の「子育て教育都市」の推進方針に記載しております。	○
18	区民啓発	地区計画等を進めるためには、「まちづくりニュース」を活用し、区民を啓発することが大切である。	区では、まちづくりの意識啓発や防災まちづくり住民組織の活動周知等のため、木造住宅密集地域を重点的に「まちづくりニュース」を全戸配布するとともに、区ホームページに掲載し、区民の皆様等に広く周知しております。 また、地区計画の原案説明会や縦覧を実施し、当該地区の方々と区が協力して防災まちづくりに取り組む体制を築いております。 頂いたご意見を受けとめ、引き続き、まちづくりの意識啓発等に努めてまいります。	△
19	密集対策	防災まちづくりの会、町会、PTA、各団体、行政、地域の皆様のおかげで、木造住宅密集地域解消の結果があらわれつつある。若年世代に移り住んでいただくためには仕方がないことと思うが、敷地を分割して建替えを行うなど、密集状態が改善されていない場所がある。	区では、区民の皆様等のご理解とご協力のもと、各戸訪問、建築相談ステーションの開設による老朽木造住宅の建替えや除却促進、公園、広場等のオープンスペースの整備等を行ってまいりました。 また、地区計画で敷地の最低限度を定めるほか、建築費の一部を助成することによる密集住宅市街地整備促進事業地区内の共同建替えを促進し、敷地の新たな細分化による密集防止に努めております。	△

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
20	居住実態	プライバシーの許容範囲で、空き家と一人暮らし住戸を把握し、これらの対策を講じていただきたい。	区では、本年度、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空き家の実態調査を実施いたします。本調査で「特定空家」と判断された建物は、区が除却や修繕等の措置の助言又は指導、勧告、命令をすることが可能になります。 区は、この制度を活用するとともに、解体費用の100%助成や、除却後の土地について区が無償貸与を受け公共用に活用する仕組みなど、新たな事業にも取り組んでおり、危険老朽空き家ゼロを推進してまいります。 また、一人暮らしの高齢者等の災害時要援護者には、高齢者みまもりネットワーク等を活用し、防災区民組織の組織活動を中心に、区、民生委員等が連携・協力し、避難の準備態勢を図っております。	○
21	近助	震災時に最も大切なことは、家族、隣近所の安全確認と安否不明者の救助、火災の発生防止と考える。 「近助」の体制を日ごろから築くとともに、「向こう三軒両隣」の付き合いを大切にし、居住者の消息を明確にしておくなど、安否不明者を出さないことが重要である。	発災直後、安否不明者の救助等を迅速に行うためには、ご意見のとおり、隣近所での助け合い精神が大切になります。 区では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等の災害時要援護者を援助する方法として、災害時要援護者避難援助体制（おんぶ作戦）を推進しております。 また、災害時において、隣近所の方々や警察・消防等の職員が、安否の確認を必要とする家を容易に把握できるよう、災害時安否確認シールを全世帯に配付しております。 更に、災害時に区民が自らの避難の状況を知らせるとともに、避難所における避難者の状況把握に活用するため、すべての区民に避難者カードを配付しております。 今後、区民の皆様が使用方法等を習得していただけるよう、避難所開設・運営訓練等で活用してまいります。	△

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
22	電柱移設	建替えに伴うセットバック（細街路の拡幅整備）後も、電柱が残ったままの場所がある。このような電柱を早く移設してほしい。	区では、東京電力やNTTと適宜協議し、道路上に残されている電柱の移設に努めておりますが、移設場所の承諾が得られないなど、移設が困難なケースがございます。 頂いたご意見を受けとめ、引き続き、当該電柱の移設にご協力いただけるよう努めてまいります。	△
23	ライフライン	ライフラインのうち、特に下水道が機能停止した場合の処置について、具体的な方策が準備されているか。 液状化により、下水道が使用できなくなり、住民が大変な思いをした事例もある。	下水道の事務は、都が一体的に地区処理を行うことになっており、下水道の機能が停止した場合、区は、都に要請し、迅速な復旧に努めてまいります。 なお、都下水道局は、下水道施設の耐震化を進めるとともに、避難所等での仮設トイレが有効に機能するよう、区と連携し発生時の対応を強化することとしております。 区といたしましても、引き続き、関係機関との連携強化を図ってまいります。	○
24	仮設住宅	仮設住宅について、予定地の確保のみならず、住宅そのものの準備もしておくべきではないか。	応急仮設住宅の設置は、原則として、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力することとしております。 このため、住宅そのものを事前に準備する予定はございませんが、頂いたご意見は、参考として受けとめさせていただきます。	△
25	その他	マンション世帯は、地域のコミュニケーションが取りにくく、また、町会の防災訓練等への参加率が低い。町会の努力だけでは解決は困難であり、行政の対応なしには地域計画も空論でしかない。 強力な行政主導で新しい体制を築くとともに、対策案を充実してほしい。	平成21年度に実施した「マンション実態調査」では、一括して地域の町会に加入しているマンションは、分譲・賃貸とも5割を超えておりましたが、区では、居住者の地域コミュニティへの参加を一層促進するため、分譲マンション対策事業により、交流会組織の確立、規約等の作成を推進しております。 また、荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例において、他区に先駆け、町会加入に向けた協議を義務付けるとともに、パンフレットの配布やメリット等の説明を行い、町会の加入促進を図っております。 頂いたご意見を受けとめ、分譲マンションセミナーの場を活用するなど、引き続き、マンション世帯と地域のコミュニケーションの啓発を図ってまいります。	○

※　◎：計画に反映、○：記載済み、△：参考として受けとめる

№	項目	意見の概要	区の考え方等	※
26	その他	災害時において、区職員は、どの程度区役所にたどり着けるのか。 地元に居住する職員を採用する等の検討も必要ではないか。	非常勤を除く区職員は、夜間休日等の勤務時間外において、震度5強以上（一部職員は震度 5 弱以上）の地震が発生した場合、本部からの連絡を待つことなく自動的に参集する態勢をとっております。 区内に居住している職員が集中的に被災することも想定されるため、職員の居住地域のバランスも考慮する必要がございます。	△
27	その他	地域計画素案 P2 の「地域の特性に応じた施策の推進」において、「水とみどりと花」と記載されているが、水はどこの場所を示しているか。 また、強靱化とどのように関連するか。	ご意見の箇所は、荒川区都市計画マスタープランの目指すべき街の姿から記載しており、水は「隅田川の水辺」を示しております。 隅田川の水辺は、憩いの場となる一方、洪水（浸水）のおそれがある場所であり、スーパー堤防の整備や既設防潮堤の耐震補強を進めることは、区の強靱化につながります。	△
28	その他	各町会に配備されているポンプについて、給水箇所が分からないところがあると聞いている。早急に調査し、善処していただきたい。	区では、消防署と協議し、消火栓標識を設置するなど、給水箇所を把握しやすくするよう努めております。 頂いたご意見を受けとめ、防災訓練等を通じ、給水箇所の周知に一層努めてまいります。	△
29	その他	多くの取り組むべきことがあるが、予算の裏付けはあるか。	区の強靱化の目標である「災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり」を実現するため、区は、国や都の補助金を活用しながら、木造住宅密集地域の解消等に向けたハード対策、訓練・防災教育等のソフト対策など、様々な施策等を実施しております。 更に、危険老朽空き家の実態把握調査及び解体費用の 100%助成、区立中学校における防災ジュニアリーダーの育成、防災運動会による地域防災力の向上、防災アプリの導入など、新たな事業にも取り組んでおります。 また、平成 27 年 1 月、地域計画に基づき実施される取組に対し、政府として、関係府省庁所管の交付金・補助金等による支援を講じることとされました。この支援を活用することで、区の強靱化に係る取組の予算化が一層期待できるものと考えております。	△